



外国人旅行者出国時 税金還付の手引

一、出国税金還付政策

出国時税金還付とは、外国人旅行者が出国港で出国する際、輸出物品販売場で購入した税金還付対象物品に対して付加価値税（VAT）を還付する政策のこと。

外国人旅行者が「即買即返」サービスを提供する輸出物品販売場で税金還付対象物品を購入した場合、契約書に署名し、クレジットカードの事前承認手続きを済ませると、その場で税金還付を申請することができる。現行の出国税金還付に関する規定を満たすことに加え、外国人旅行者は「即買即返」サービスを受けるには、以下の条件を同時に満たす必要がある：

1. 本人は事前承認担保が可能なクレジットカードを保有していること。
2. 外国人旅行者は限定された期限内に指定された税関から出国することを約束する。

外国人旅行者とは、わが国に 183 日以上連続して居住していない外国人と中国の香港、マカオ、台湾の住民を指す。

出国港とは、出国税金還付政策を実施している地域が正式に對外開放地であり、代理機関を設置している港を指し、航空港、水上港、陸上港を含む。

二、税金還付対象物品

税金還付対象物品とは、外国人旅行者本人が輸出物品販売場で購入し、かつ税金還付条件を満たす個人物品を指すが、次の物品は含まれない：

- (i) 中華人民共和国の出入国禁止・制限物品表に記載されている禁止・制限物品；

(1) 輸出禁止物品：

- ①輸入禁止範囲のすべての物品；

- ②国家機密に関連する原稿、印刷物、フィルム、写真、レコード、映画、録音テープ、ビデオテープ、レーザーディスク、コンピューター記憶媒体、その他の物品；

- ③貴重な文物およびその他の出国禁止の文化財；

- ④絶滅危機種また貴重な動物、植物（標本を含む）およびその種子、繁殖材料；

(2) 輸出制限物品：

- ①金銀などの貴金属とその製品；

- ②国の通貨；

- ③外国通貨とその有価証券；

- ④無線通信機、通信機密機；

- ⑤貴重な漢方薬；

- ⑥一般的な文化財；

- ⑦税関が輸出を制限する他の物品。

(ii) 輸出物品販売場で販売されている VAT 免税政策の対象となる物品；

(iii) 財政部、税関総署、国家税務総局が定めるその他の物品。

三、税金還付の条件

外国人旅行者が税金還付を申請する場合、次の条件を同時に満たす必要がある：

- (i) 同じ外国人旅行者が同じ日に同じ輸出物品販売場で購入した税金還付対象物品の金額が 200 人民元以上であること；

(ii) 税金還付対象物品がまだ使用されていないか、または消費されていないこと；

(iii) 出国日は税金還付対象物品の購入日から90日を超えないこと；

(iv) 購入した税金還付対象物品は、外国人旅行者本人によって携行または随行荷物としてして出国されること。

四、返金額

返金額は、税金還付対象物品の領収書金額（VATを含む）を基に、2019年4月1日より、13%税率が適用される税金還付対象物品の返金率が11%、9%税率が適用される税金還付対象物品の返金率が8%となり、返金すべき付加価値税額を計算する。計算式は以下の通り：

$$\text{返金額} = \text{税金還付対象物品の領収書金額 (VATを含む)} \times \text{返金率} - \text{返金代理機関機関の手数料}$$

五、税金還付通貨

税金還付通貨は人民元である。還付方法は現金還付と銀行振り込み還付の2種類がある。

還付金額が20000人民元を超えない場合は、現金還付と銀行振込還付のいずれかを選択できる。還付金額が20000人民元を超える場合は、銀行振り込みで還付される。

六、手続きの流れ

(i) 出国時税金還付の手続き

1. 税金還付対象物品の購入。外国人旅行者は税金還付対象物品を輸出物品販売場で購入した後、税金還付を申請する場合、輸出物品販売場に外国人旅行者出国用買物税金還付申込書と販売領収書を請求する必要がある；

2. 税関の検査と確認。外国人旅行者は、出国港で出国時、税金還付対象物品、外国人旅行者出国用買物税金還付申込書、税金還付対象物品の領収書および有効な身分証明書を税関に申告し、税関の検査を受けなければならない。税関が確認して問題ない場合は、外国人旅行者出国用買物税金還付申込書に署名する。

有効な身分証明書とは、外国人旅行者の最後入国日を記載されているパスポート、中国の香港・マカオ住民の大陸部を往来する通行証、中国の台湾住民の大陸部を往来する通行証などを指す。

3. 代理機関による税金還付。出国時の税金還付は出国港の隔離区域内にある還付代理機関によって一律に行われる。外国人旅行者はパスポートなどの有効な身分証明書、税関確認完了の外国人旅行者出国用買物税金還付申込書、税金還付対象物品の領収書を代理機関に提示し、税金還付を申請する。

(二)「即買即返」サービスの手順

1. 税金還付対象物品の購入。外国人旅行者は「即買即返」サービスを提供する輸出物品販売場で税金還付対象物品を購入した後、還付を申請する場合、輸出物品販売場に外国人旅行者出国用買物税金還付申込書と税金還付対象物品の領収書を請求する必要がある；

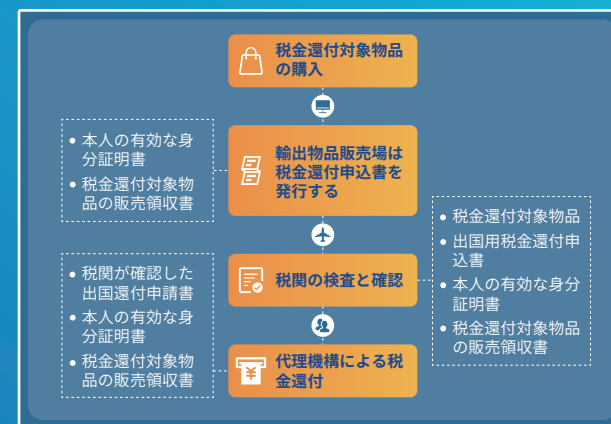
2. 事前承認による担保と同意。「即買即返」サービスを利用する場合、外国人旅行者はクレジットカードで事前承認による担保を提供し、インフォームド Consent 用紙に署名し、返金金額と同額の支払いを現場で受け取る必要がある。

3. 税関の検査と確認。外国人旅行者は、出国港で出国時、税金還付対象物品、外国人旅行者出国用買物税金還付申込書、税金還付対象物品の領収書および有効な身分証明書を税関に申告し、税関の検査を受けなければならない。税関が確認して問題ない場合は、外国人旅行者出国用買物税金還付申込書に署名する。

4. 代理機関による審査。外国人旅行者はパスポートなどの有効な身分証明書、税関確認完了の外国人旅行者出国用買物税金還付申込書、税金還付対象物品の領収書にもとづき、出国港の隔離区域内にある還付代理機関に提示し、審査が完了した場合は、事前承認による担保が解除されます；関連規定に従わない場合は、代理機関は事前承認により支払いを差し引きする。

七、税金還付の流れ

出国時税金還付手続きの流れ



即買即返手続きの流れ

